

## 【ゲリラ・特殊部隊による攻撃】

●●年●●月●●日 ●●時

富田林市長

### 避難実施要領

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、市内において武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえて警報を発令し、市●●地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、関係自治体へ避難の指示を行った。

#### 2 避難の方法

市は、○○地区のA・B・C地区住民約※※名を、本日◎◎時◎◎分を目途に各地区の一時集合場所である△△センター（又は小学校等）に集合させた後、同◎◎時◎◎分以降、市車両及び●●交通株式会社の大型バスにより、■■市町村■■体育館及び■■市民センター（■■は近隣市町村等）へ避難させる。

△△センターまでの避難は徒歩によるものとし、自家用車等の使用は、避難に介護を要する者とその介護者に限定するものとする。

#### 3 避難住民の誘導

##### （1）市の体制、職員の配置

##### ア 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置

・●●年●●月●●日 ●●時●●分 市対策本部の設置

富田林市消防庁舎 5階【連絡先（電話番号）：0721-25-1000】

・現地対策本部等を設置する場合は、設置時期、場所等

##### イ 市の体制、職員の配置

市職員各●●名を△△センター、避難先の■■市町村■■体育館及び■■市民センターへ派遣する。

なお、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡調整員として職員を派遣する。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

##### ウ 避難経路への職員配置

避難経路に職員を配置する。職員は各種連絡調整に当たる。

また、各地区における避難開始、終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

##### エ 現地調整所の設置等

攻撃の発生した地区周辺に職員を派遣するときは、安全を確認後、現地消防指揮者と調整し、消防指揮所内に現地調整所を設置し、現地で活動する府警察、自衛隊等との情報共有及び連絡調整を行う。

また、連絡調整会議を定時又は随時に開催し、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

#### オ 避難経路

例：国道〇〇号（予備として府道〇〇号及び〇〇号を使用）

※バス等の輸送手段の確保については基本的に府が行う。

### （２）避難住民の誘導に係る調整

#### ア 職員間の連絡手段

- ・職員間の連絡方法、連絡先

#### イ 関係機関との調整方法

- ・関係機関の連絡先

- ① 富田林警察署 0721-25-1234
- ② 消防本部 0721-23-0119
- ③ 陸上自衛隊第37普通科連隊 0725-41-0090

### （３）避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。また、対象地域外の住民全般にも、防災行政無線や広報車、ウェブサイトやSNS等あらゆる手段を活用して、事態の状況を伝達する。
- ・上記と並行し、町会・自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等に電話、FAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ・避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ・近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供する
- ・避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな人に対しては、国際交流協会等と連携し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

### （４）一時集合場所への移動

- ・一時集合場所への住民の避難は、健常者は徒歩により行う。自家用車については、健常者は使用しないように周知する。
- ・市職員（消防職員含む）は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ・市は、自力避難困難者の避難を適切に行う。

### （５）避難誘導の終了

- ・市職員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な事由がない限り、避難を行うよう促す。
- ・避難誘導は、●●時●●分までに終了する。

#### 4 避難の実施に必要な事項（※共通パターンと同様）